

旭川市介護職員初任者研修受講費用補助金 Q&A

【対象要件等】

Q1 旭川市民ではないですが、対象になりますか。

A1 旭川市外にお住まいの方でも、対象要件を満たしていれば対象となります。

Q2 非常勤の職員として勤務している場合、対象となりますか。

A2 常勤・非常勤を問わず、対象要件を満たしていれば対象となります。

Q3 就業開始後、6か月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合、対象になりますか。

A3 原則として、同一の事業所に6か月以上継続して勤務していることを要件としていますが、法人内の市内事業所間での異動の場合は認められる場合がありますので、ご相談ください。

Q4 資格取得後、派遣会社に登録し、助成対象となるサービス事業所に従事している場合は対象になりますか。

A4 対象にはなりません。就業先が介護保険事業所の場合のみ対象となります。

Q5 障害福祉サービスの訪問介護員として勤務している場合は助成対象となりますか。

A5 対象にはなりません。介護保険法に規定するサービスの訪問介護員として勤務している場合のみ対象となります。

Q6 研修修了日とはどの時点を指しますか。

A6 研修事業者が発行する修了証明書に記載されている日を研修修了日とします。

Q7 通信講座でも対象になりますか。

A7 対象となります。

Q8 既に就業している場合、研修修了前の就業日数は認められますか。

A8 認められません。研修修了日以降の就業日数のみ認められます。

【対象費用】

Q9 研修受講の入学金や交通費は対象となりますか。

A9 受講料及び教材費のみが対象となります。入学金や交通費など、その他の費用は対象ではありません。

Q10 研修費用について、ハローワークの教育訓練給付を受けました。残りの金額については補助金の対象となりますか。

A10 対象にはなりません。教育訓練給付(国の制度)等、公的制度の助成を受けている場合には、本補助金の対象外となります。

Q11 研修費用について、研修修了後に研修事業者からキャッシュバックがありましたが、対象になりますか。また、就業先である事業所の運営法人から助成を受けた場合は対象となりますか。

A11 研修事業者又は就業先の事業所の運営法人等から、研修費用について助成を受けた場合、研修費用から当該助成等の額を引いた後の額と、研修費用の1/2の額を比較して少ない方の額を補助します。申請時に、助成を受けた(又は受ける予定の)額が確認できる書類を添付してください。

Q12 修了試験で再試験となった場合、その費用は対象となりますか。

A12 再試験の費用については対象外となります。

【申請手続等】

Q13 領収書を紛失してしまった場合、どうすればよいですか。

A13 研修事業者に再発行を依頼してください。

Q14 研修費用を銀行やコンビニで支払ったため、振込明細や振込証明書などしかない場合、申請は可能ですか。

A14 申請には研修事業者が発行する領収書の写しが必要となります。なお、領収書は申請者本人が支払った研修費用(受講料・教材費)であることを確認できるものとしてください。

Q15 研修費用をクレジットカード払いにしたため、領収書がありません。どうすればよいですか。

A15 研修事業者から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができます。研修事業者にご相談ください。

Q16 補助要件を全て満たしていれば、必ず補助金を受取ることができますか。

A16 先着順で申請を受け付け、予算の範囲内で補助金を交付します。予算の範囲を超えた場合は補助金の交付はできませんので、補助要件を全て満たした方は早めに申請してください。